

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例の一部を改正する条例

平泉世界遺産ガイダンスセンター条例（令和3年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>(入館等の許可)</u></p> <p><u>第4条 センターに入館しようとする者は、指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項の入館が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) その他センターの管理上適当でないとき。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</u></p>
<p><u>(行為の許可)</u></p> <p><u>第4条 [略]</u></p> <p><u>2 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者（知事がセンターの管理を行う場合にあつては、知事。第7条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1)・(2) [略]</u></p> <p><u>3 知事又は指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付することができる。</u></p>	<p><u>第5条 [略]</u></p> <p><u>2 センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(1)・(2) [略]</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、前2項の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「指定管理者」とあるのは、第1項の許可については「</u></p>

(行為の禁止)

第5条 [略]

(許可の取消し等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項又は第2項（知事がセンターの管理を行う場合に限る。以下この項において同じ。）の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項又は第2項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

2 前項の規定は、第4条第2項（指定管理者がセンターの管理を行う場合に限る。）の許可について準用する。この場合において、前項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

知事」と読み替えるものとする。

(行為の禁止)

第6条 [略]

(入館許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 偽りその他の不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

2 前項の規定は、第5条第1項及び第2項の許可について準用する。この場合において、前項中「指定管理者」とあるのは同条第1項の許可については「知事」と、「同条第3項」とあり、及び「第4条第3項」とあるのは「第5条第3項において読み替えて準用する第4条第3項」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「入館者」という。）は、センターの利用に係る料金（知事がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 知事がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 教育課程に基づく教育活動として、小学校児童、中学校生徒又は高等学校生徒を引率する者が入館するとき。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が入館するとき。

(3) その他指定管理者が適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。

(1) 第7条第1項第4号又は第5号の規定に基づき指定管理者が入館の許可を取り消したとき。

(2) 入館者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第11条 [略]

(補則)

第12条 [略]

(損害賠償等)

第7条 [略]

(補則)

第8条 [略]

附 則
[略]

附 則
[略]

別表（第8条関係）

区 分	利用料金の上限額	
	個 人	20人以上の団体
学生	140円	1人につき70円
一般	310円	1人につき140円

備考 幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に係る利用料金は、無料とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 平泉世界遺産ガイダンスセンター条例第2条に規定する指定管理者の候補者で議会の議決を経たものは、この条例の施行前においても、この条例による改正後の平泉世界遺産ガイダンスセンター条例別表に掲げる金額の範囲内で、知事の承認を受けて同条例第8条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。
- 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。